

資源ごみ・小型家電の拠点回収

場所と日時を決めて、資源ごみ・小型家電の回収を実施します。また、日頃の資源ごみや小型家電の出し方、資源回収団体などは市ホームページで確認できます。

問 環境課リサイクル推進班 ☎ (93) 4946

■ 日時・場所
 ① 7月3日(日)
 ② 9月25日(日)
 ③ 12月18日(日)
 ④ 平成29年3月12日(日)

雨天決行

○ 午前9時～11時30分
 市役所正面玄関前駐車場
 ○ 午後1時～3時
 北部コミュニティセンター
 ○ 隆臨時駐車場

※ 時間で実施場所が変わります。

回収できる資源ごみ・小型家電
 当日に回収できる資源ごみと小型家電は、次のとおりです。
 事業ごみやそのほかのごみの回収はできません。

分類	種類	出し方
紙類	新聞(チラシ含む) 雑誌 段ボール アザーベーバー(紙封筒) トイレットペーパー・ラッピングフィルムの芯、名刺	種類ごとに紐で束ねる
飲料用紙パック	水洗いして切り開き乾かし、紐で束ねる	
パックージペーパー(お菓子箱、紙袋など)	紙袋に入れるか、紐で束ねる	
飲料用アルミ缶	まとめて束ね、雨に濡れそうな時はビニール袋に入れる	
びん類	○衣類 ※綿、ふとん、裁断くずなど不可、ボタンやファスナーはついたままでも可 ※ラベルのないもの、ビビや汚れがあるものは不可	中を水洗いする
空き缶類	○ビールびん ○一升びん ○茶色・緑色の酒びん	
小型家電	○スマートフォン ○デジタルカメラ ○携帯型ゲーム機 ○パソコン ○ポータブルラジオ ○電卓	個人情報は完全に消し、電池類は取り除く

子育て情報



問・提出先

子育て支援課児童家庭班
☎ (93) 4497

子ども医療費助成受給券をお持ちの人は

0歳～中学3年生を対象に、子ども医療費助成受給券を交付しています。

8月1日以降に発行する受給券の自己負担額は、平成28年度の世帯全員の課税状況によって決まります。

平成28年1月2日以降に、富里市に転入した人は、平成28年1月1日時点に住民登録をしていた市区町村で、平成28年度の市区町村民税額を証明できる書類(課税額、所得額、控除額、扶養人数の記載のあるもの)を取得し、提出してください。

■ 提出期限 7月4日(月)

児童手当 現況届は6月中に

児童手当を受けている人は、すでに送付されている「現況届」を提出する必要があります。

現況届は、6月1日を基準日として児童手当を引き続き受けられる資格があるか確認するためのものです。

現況届の提出がないと、手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

なお、平成28年2～5月分の児童手当は、6月10日(金)に指定口座に振り込みましたので、確認してください。

■ 提出期限 6月30日(木)

クリーンセンター
混雑時は左折入場で

クリーンセンター入口の道路は、センターへ直接搬入する車両によって、頻繁に渋滞が発生します。
 渋滞が発生した場合は、過車両の安全確保のため、左折入場のみに制限します。



アダプトプログラム
マスクットキャラクター
「アダプトくん」

始めてみませんか
アダプトプログラム

年金相談

はい、こちら
消費生活セブンタード

消費相談コラム
143

市では毎月1回、年金相談を行っています。
 厚生年金や共済年金など、年金に対して感じている不安や悩みを解消してみてはいかがですか？

『熊本地震に便乗した不審な訪問や電話にご注意を!』の巻

■ 日時
6月16日(木)
午前10時～正午／
午後1時～3時

■ 場所
市役所分庁舎2階会議室
鳥本道弘さん
社会保険労務士

■ 申込み 不要
アドバイザー

■ 国保年金課
高齢者医療年金班
☎ (93) 4085

◆ 事例1 ◆
 数日前、自宅に不審な2人組が訪問し、被災者への寄付金を求められた。信用できないと思い、断つたらすぐに帰って行った。
 ◆ 事例2 ◆
 ボランティア団体の者と名乗る女性から電話があり、「熊本地震の募金を1口3,000円で集めている。集金に行くので家族構成、名前、年齢を教えて欲しい。」と言わされたが断った。電話番号は非通知で、団体名も名乗らなかつた。

◆ アドバイス ◆
 ○ 不審な電話はすぐ切り、来訪の申し出があつても断つてください。また、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。
 ○ 義援金などは、募っている団体の活動状況や使途をよく確認し、納得したうえで寄付しましょう。
 ○ 少しでも不安を感じたら、消費生活センターや警察に相談してください。

消費生活に関することで、お困りのことがありましたが、消費生活センターへ相談してください。相談は無料で秘密は厳守されます。

● 日時 月～金曜日
 (祝日、年末年始を除く)
 午前9時30分～正午／
 午後1時～4時
 ■ 場所 市役所分庁舎2階
 ● その他
 地域や団体などの希望に応じて、消費生活相談員を無料で派遣し、トラブルを未然に防止するための講座などを開催しています。

問・相談先 消費生活センター ☎ (93) 5348